

デンマーク

特許規則

2013年1月18日命令 No. 25

2013年2月1日施行

目次

第 I 部 特許出願

第 1 章 範囲

第 1 条

第 2 章 出願及びその内容

第 2 条

第 3 条

第 4 条

第 5 条

第 3 章 出願の言語及び提示

第 6 条

第 7 条

第 4 章 優先権

第 8 条

第 9 条

第 10 条

第 11 条

第 12 条

第 5 章 クレーム，明細書，発明の名称及び要約

第 13 条

第 14 条

第 15 条

第 16 条

第 17 条

第 18 条

第 19 条

第 6 章 寄託

第 20 条

第 21 条

第 22 条
第 23 条
第 24 条
第 25 条
第 26 条

第 7 章 出願の公開及び公告
第 27 条

第 II 部 出願の審査及びその他の処理

第 8 章 特許出願の補正
第 28 条
第 29 条
第 30 条

第 9 章 分割及び分離
第 31 条
第 32 条
第 33 条
第 34 条

第 10 章 特許性に関する審査
第 35 条
第 36 条
第 37 条
第 38 条

第 III 部 特許の付与等

第 11 章 特許の付与
第 39 条
第 40 条
第 41 条
第 42 条
第 43 条

第 12 章 特許登録簿
第 44 条
第 45 条
第 46 条

第 47 条 特許登録簿の他の記入事項

第 IV 部 異議申立, 行政再審査, 終了その他

第 13 章 異議申立の審査

第 48 条

第 49 条

第 50 条

第 51 条

第 52 条

第 53 条

第 54 条 異議申立の公表及び公告等

第 14 章 行政再審査

第 55 条

第 56 条

第 57 条

第 58 条 特許所有者以外の者による再審査請求

第 59 条

第 60 条 特許所有者による再審査請求

第 61 条 行政再審査請求の公表及び公告等

第 15 章 特許終了の請求

第 62 条

第 63 条

第 64 条 特許所有者以外の者による終了請求

第 65 条

第 66 条 特許所有者による終了請求

第 67 条 終了請求の公表及び公告等

第 68 条 取消等に関する裁判所の決定

第 V 部 医薬品及び植物保護製品の補充的保護証明書

第 16 章 証明書の申請及び証明書登録簿等

第 69 条 定義

第 70 条 証明書の申請, 審査及びその他の処理等

第 71 条

第 72 条

第 73 条

第 74 条

第 75 条

- 第 76 条 証明書登録簿等
- 第 77 条 更新手数料の納付

第 17 章 証明書の行政再審査等

- 第 78 条 行政再審査(規則第 15 条参照)
- 第 79 条
- 第 80 条
- 第 81 条
- 第 82 条 証明書の存続期間の行政再審査
- 第 83 条 証明書の存続期間の延長についての行政再審査(医薬品についての補充的保護証明書に関する 2009 年 5 月 6 日規則 No. 469/2009 第 16 条参照)
- 第 84 条 再審査に関する公告及び証明書登録簿への登録
- 第 85 条 権利の回復

第 VI 部 国際出願及び欧州出願並びに特許

第 18 章 国際特許出願の受領等

- 第 86 条
- 第 87 条
- 第 88 条
- 第 89 条

第 19 章 国際特許出願についての手続

- 第 90 条
- 第 91 条
- 第 92 条

第 20 章 欧州特許出願, 特許等

- 第 93 条
- 第 94 条
- 第 95 条
- 第 96 条
- 第 97 条
- 第 98 条
- 第 99 条

第 VII 部 雑則

第 21 章 雑則

- 第 100 条 航空機用の予備部品及び付属品
- 第 101 条 公告

第 102 条 委任状

第 103 条 言語

第 104 条 強制ライセンス

第 VIII 部 施行期日及び経過規定

第 22 章 施行期日

第 105 条

第 106 条 経過規定

第 I 部 特許出願

第 1 章 範囲

第 1 条

別段の定がある場合を除き、特許出願に関する本規則は次のものに限定して適用する。

- (i) デンマーク特許出願
- (ii) 特許法第 31 条に基づいて手続が行われるか又は特許法第 38 条に基づいて審査その他の処理を開始する国際出願及び
- (iii) 特許法第 88 条に従いデンマーク特許出願に変更された欧州特許出願

第2章 出願及びその内容

第2条

(1) デンマーク特許出願は、特許商標庁に提出する。出願様式は、特許商標庁から提供を受けることができ、また、同庁のウェブサイトからダウンロードすることもできる。出願は、同庁のウェブサイトにより又はこれを経由して提出することもできる。

(2) デンマークを指定国とする国際出願は、特許協力条約(PCT)に基づいて所定の受理官庁である当局又は国際機関に提出しなければならない。受理官庁としての特許商標庁に関する規定は、第86条から第89条までに定める。

(3) デンマークを指定国とする欧州特許出願は、欧州特許条約に基づいて所定の受理官庁である当局又は欧州機関に提出しなければならない。特許商標庁による欧州特許出願の受領に関する規定を、第93条に定める。

第3条

(1) デンマーク特許出願には、次の事項を記載するものとする。

(i) 出願人の名称又は企業名、郵便宛先及び出願人が代理人により代理されていない場合は、出願人の電話番号。出願人が代理人により代理されている場合は、代理人の名称又は事務所名、郵便宛先及び電話番号

(ii) 複数の出願人が共同で特許を出願し、かつ、これらの出願人が代理人により代理されていない場合、出願人の1人がすべての出願人の代理として特許商標庁からの通知書を受領する権限を与えられているか否かについての情報。これが与えられていない場合は、最初に記載されている出願人が自動的にすべての出願人の代理として特許商標庁からの通知書を受領する。

(iii) 発明者の名称及び郵便宛先

(iv) クレームされている発明の簡潔で事実即した名称

(v) 特許法第6条に基づいて優先権が主張されている場合は、優先権主張の根拠となる出願が提出された国、その出願の出願日及び番号についての情報

(vi) 出願が分割又は分離によるものである場合は、親出願の番号及び申請された有効日

(vii) 特許法第8a条(1)にいう生物学的材料の試料の寄託が出願に含まれる場合、その旨の情報

(viii) 発明者以外の者が特許出願を行った場合、発明に対する出願人の権原についての情報及び発明に係る特許出願について発明者が通知されている旨の情報（特許法第8条(4)参照）

(ix) 出願に添えた各書類

(2) 出願の添付書類には、次のものを含めなければならない。

(i) 図面、写真及び配列リストを含む発明の明細書並びにクレーム及び要約

(ii) 委任状(第102条参照)

(3) 出願には、所定の出願手数料を納付しなければならない。

(4) 発明者以外の者が特許出願をした場合は、特許商標庁は、出願に記載されている宛先で発明者に対し、特許出願において彼又は彼女が発明者として表示されている旨の通知を送付する。ただし、このことは、特許法第6条に基づき、出願において優先権が主張されているか又は発明が発明者から出願人に移転された旨の移転宣言が出願と共に提出された場合には

適用されない。

(5) 発明が生物学的材料に関係するか又はそれを利用する場合において、特許出願には、出願人が知っているときは、その材料の原産地についての情報を含めなければならない。出願人がその材料の原産地を知らない場合は、そのことは出願書類から明らかでなければならない。その材料の原産地又は出願人がそれを知らないことについての情報の欠落は、特許出願の審査及びその他の処理又は付与された特許により与えられる権利の有効性には影響を与えない。

(6) 発明が人間由来の生物学的材料に関係し又はそれを利用する場合において、その生物学的材料の由来源である者が出願に同意しているか否かということが出願書類から明らかでなければならない。この同意についての情報は、特許出願の審査及びその他の処理又は付与された特許により与えられる権利の有効性には影響を与えない。

(7) 特許法第 22 条及び第 33 条(3)に基づいて出願が公衆の利用に供されるときは、(1)から(6)までにいう情報を公衆の利用に供する。

第 4 条

出願人が特許法第 9 条にいう調査を希望する場合は、出願日又は出願がなされたとみなされる日から 3 月以内にその請求書を提出しなければならない(第 37 条参照)。調査手数料も同じ期限までに支払うものとする。

第 5 条

(1) 出願時において出願が特許法第 8b 条(1)(i)から(iii)までにいう条件を満たす場合は、その日を出願日とみなす。出願人が図面、写真、配列リスト及び名称のみを提出した場合は、特許法第 8b 条(1)(iii)が満たされたとは認めない。

(2) 出願日の付与について特許法第 8b 条に定めた条件が満たされない場合は、特許商標庁は、出願人にその通知から 2 月の期限の到来前にそれらの欠陥を是正するよう求める。

(3) 最初に提出された出願において特許法第 8b 条(1)に定める 1 以上の条件が満たされていない場合は、後にすべての条件が満たされた日を当該出願の出願日とみなす。ただし、特許法第 8b 条(3)にいう期限が守られることを条件とする。特許商標庁が(2)に基づいて出願人に連絡するための情報を有さない場合は、すべての条件が満たされた日を当該出願の出願日とみなす。ただし、原出願の提出時から 2 月以内に条件が満たされることを条件とする。

(4) 明細書の一部が出願から欠落している場合、例えば明細書の本文の一部又は図面が欠落している場合は、特許商標庁は、出願人に対し、その通知から 2 月の期限の到来前にその欠落している部分を提出するよう求める。

(5) 特許法 8b 条(1)に従う条件の 1 又は複数が満たされた日から、若しくは(4)にいう求めを出願人に送付した日から起算して 2 月の期限の到来前に、明細書の欠落部分が特許商標庁に提出された場合は、明細書のその部分は願書に含めるものとし、(6)及び(7)に従うことを条件として、出願日は、特許商標庁が明細書の前記欠落部分を受領した日とする。

(6) 明細書の欠落部分が(5)にいうように提出され、かつ、最初に提出された出願に先に提出された出願に基づく優先権に係る主張が含まれている場合において、請求があったときは、特許法第 8b 条(1)の条件が満たされた日を出願日とする。出願人は、庁のその旨の請求から 2 月の期限内に、先に提出した出願の写し又はそれが第 6 条にいう言語の 1 により作成され

ていない場合は、それらの言語の1への翻訳文を提出するものとする。庁は、先に提出された出願の写しを提出する要件を免除することができる。

(7) (5)に基づいて提出された明細書の欠落部分が特許商標庁によるその受領から起算して2月の期限内に取り下げられた場合は、その提出日は、特許法第8b条(1)の条件が満たされた日とする。

(8) 出願に、第6条(1)にいう言語の1により作成された先の出願への言及が含まれる場合は、その言及は、出願日付与の目的で、明細書に代えることができる。その言及には、先の出願の番号、その提出先であった当局及び先に提出された出願の明細書を出願日付与の目的での明細書とするべき旨の請求についての情報を含めるものとする。また、出願人は、その旨の庁の請求時から2月の期限内に、先に提出された出願の写し又はそれが第6条を満たしていない場合は、その翻訳文を提出するものとする。庁は、先に提出された出願の写しを提出する要件を免除することができる。

第3章 出願の言語及び提示

第6条

(1) 図面、写真及び配列リストを含む発明の明細書並びにクレーム及び要約は、デンマーク語又は英語で作成するものとする。

(2) 書類が(1)に定める言語以外の言語で作成されている場合は、同庁の定める期限内にデンマーク語又は英語の翻訳文を提出しなければならない。翻訳文は、翻訳者により又は他の特定の承認された方法により認証されるよう要求されることがある。

(3) 出願がデンマーク語でない言語の書類を基礎として新規性調査及び特許性の審査に従うものであった場合において、特許商標庁が特許を付与することができるとの結論であったときは、クレームは、デンマーク語で提出しなければならない。図面、写真及び配列リストを含む明細書並びに要約は、デンマーク語又は英語で提出しなければならない。

第7条

(1) 図面、写真及び配列リストを含む明細書並びにクレーム及び要約は、複製に適した様式で提出しなければならない。

(2) 前記の書類及びその補正は、特許商標庁による所定の様式で提出しなければならない。

第4章 優先権

第8条

(1) 出願人は、特許法第6条に基づく優先権を取得するためには、その旨の主張を提示しなければならない。出願人は、優先日から16月の期間又は優先権主張の訂正若しくは提示により優先日の変更が生じる場合は、変更後の優先日から16月の期間の何れか早く満了する期間内に、優先権主張を提示するか又は優先権主張を訂正することができる。ただし、出願日から4月以内は、優先権主張を訂正又は提示することが可能であるものとする。

(2) 当該主張には、優先権主張の基礎とする出願の出願国、出願日の情報を含めなければならない。デンマーク特許出願については、出願人は、更に優先権主張の基礎とする出願の出願番号を速やかに提出しなければならない。

(3) 出願が、第28条に基づいて分割される場合は、別途の優先権の主張なしに、親出願に対する優先権の主張を分割により生じる新たな出願に適用する。

(4) 出願後に優先権を主張する場合又は優先権を取り下げの場合は、それは特許商標庁への別途の通知によって行わなければならない。

第9条

特許法第6条(1)第1文の規定を、世界貿易機関(WTO)の設立に関する協定の批准国又は加盟国でなされた出願に準用する。

第10条

(1) 優先権を主張した出願人は、優先日から16月以内に、先に提出された出願の写し、提出される写し、出願人の名称及び当該出願の出願日についての情報の正確さに関する証明書であって当該出願を受領した当局が発行したものを、特許商標庁に提出する。

(2) 特許商標庁は、(1)に定める書類を提出すべき義務を免除することができる。

(3) (1)にいう文書が第103条に基づいて受理される言語以外の言語により作成され、かつ、特許商標庁による特許可能性の審査において優先権主張の有効性が重要である場合は、特許商標庁は、出願人に対し、当該書類のデンマーク語又は英語への翻訳文を庁が定める期限内に提出するよう請求することができる。翻訳文が翻訳者により又は定められたその他の態様により証明されることを要求することができる。

(4) 出願人が(1)及び(3)に定める要求された書類を期限内に提出しないときは、出願人の優先権は消滅する。

第11条

(1) 第8条の優先権を求めるための基礎として使用することのできる出願は、発明が開示された最初の出願とする。

(2) 最初の出願をした者又はその権原承継人が、同一の発明について同一の当局に後の出願をした場合は、当該後の出願を優先権の基礎として主張することができる。ただし、当該後の出願の出願日において、最初の出願が公衆の利用に供されることなく、かつ、如何なる権利も存続させること又は優先権主張の基礎とされることもなく、取り下げられ、棚上げされ又は拒絶されていることを条件とする。当該後の出願を基礎にして優先権が取得された場合

は、最初の出願は、優先権を主張する基礎として使用することができない。

第12条

優先権の主張は、出願の一部について行うことができる。複数の出願が異なる国に係わっている場合であっても、同一の出願について、それらから優先権を主張することができる。複数の出願を、単一のクレームに対する優先権の基礎とすることができる。優先権が複数の出願を基礎として主張される場合は、優先日から始まる期間は、その最先の優先日から起算する。

第5章 クレーム、明細書、発明の名称及び要約

第13条

(1) 出願には少なくとも1つのクレームを含むものとする。クレームは、保護を求める対象について、所期の効果を達成するために必要な技術的特徴に関して定義するものでなければならない。クレームは、発明の名称及び先行技術に対する発明の技術的特徴についての記述を含む導入部分を含んでいなければならない。さらに「によって特徴付けられる」又はその類似の表現で開始され、発明の新規性及び特色を記述している特徴部分を含んでいなければならない。クレームについて異なる表現を認めることができる。

(2) 可能な限り、発明が製品、装置、方法又は用途の何れに該当するかを記すものとする。

(3) クレームには、明確な文言を使用しなければならず、クレームに記載している発明に直接的関連のない事項又は出願されている排他的権利にとって重要でない事項を含めてはならない。

(4) 序言及び特徴付けの部分において、図面又は写真への言及を括弧書きで含めることができる。「説明されたような」又は「図面において図解されたような」等の一般的な表現をクレームに含めてはならない。例外として、クレームにおいては、明細書の中で開示されている微生物の特徴、測定方法の定義及び図面に示されている形状、折れ線グラフ等に直接言及することができる。

第14条

(1) 1の特許出願に複数のクレームを含める場合は、集約的に配置し、連続番号を付さなければならない。

(2) クレームは、独立的又は従属的なものとすることができる。独立クレームとは、発明を完全に開示したものである。従属クレームとは、出願の他のクレームにおいて開示されている発明の実施態様に係わるものであり、従って、前記のクレームのすべての特徴を包含しているものである。

(3) 独立クレームは1つ又は複数の先行クレームを参照することができる。

(4) 1又は複数の従属クレームを1の先行クレームに関係付けることができる。1の従属クレームを複数の先行クレームに関係付けることができる。従属クレームは、その先行クレームについての言及を以て開始し、その後発明についての追加の特徴を記載しなければならない。従属クレームは、それが直接に又は他の従属クレームを介して関係する独立クレームの直後に取りまとめて置かななければならない。

第15条

(1) 1の出願が複数の発明を含んでいる場合において、それらの発明の間に技術的関連があるときに限り、特許法第10条に従っているものとみなす。技術的関連は、全体又は部分的に同一又は類似の、先行技術を超えて個々の発明が貢献する特別な技術的特徴を有している発明において自明でなければならない。

(2) 多数の発明の間に技術的関連が存在するか否かという問題は、それらが別個のクレームに記載されているか又は単一のクレームの中に択一的な方式で記載されているか否かに係わりなく、決定される。

(3) 同じカテゴリー内にある複数の独立クレームは、それらの間に明白な技術的関連が存在しており、それらの発明を1つのクレームで、それらの発明を十分に定義することに明らかな困難がある場合に限り認められる。

第16条

- (1) 明細書は、次の通りにしなければならない。
 - (i) 発明についての簡潔な、かつ、事実即しした名称を記載することから開始する。
 - (ii) 発明に係わる技術の分野を特定し、かつ、発明がその基礎としている技術を記載し、可能な場合は、前記の技術を例証している既知の文献についての言及によって補充する。
 - (iii) 技術的課題及びその発明による解決を開示する。
 - (iv) 図面又は写真がある場合は、それらを引用して実施例又は実施態様により発明を解明し、それによって、クレームは十分に実証されるとみなすことができるようにする。
 - (v) 発明についての業としての実施方法がその発明の内容から明らかでないときは、その方法を明確に記載する。発明が遺伝子に係わる場合は遺伝子の配列又はその配列の一部について業としての実施方法を開示する。
 - (vi) 発明が動物の遺伝的同一性の変化に係わる場合は、発明がその動物に苦痛を与えることがあるか否か及び若しあれば発明の実施が人間又は動物に相当な医学的効用価値を生じるか否かを記載する。
- (2) クレームが複数の独立クレームを含んでいる場合は、それらの個々のクレームの発明について開示しなければならない。
- (3) 発明の明細書には、発明の理解に役立つ主題のみを含めるものとする。原則として、該当分野において一般的に認められている技術的表現、標識及び記号を使用しなければならない。一般的には使われていない新造用語を使用する場合は、その意味を説明しなければならない。物理的数値は、国際慣行上、一般的に認められている単位で記載するものとし、好ましくは国際単位系(SI)の単位を使用するメートル法に従う。数式においては、一般的に認められている記号を使用しなければならない。化学式においては、一般的に認められている記号、原子量及び分子式又は構造式を使用しなければならない。
- (4) 特許出願が生物学的材料の試料の寄託(特許法第8a条参照)を含んでいる場合は、出願には、その出願時に出願人が知っている生物学的材料の特性についてのすべての関連情報を記載しなければならない。

第17条

- (1) 出願がヌクレオチド又はアミノ酸の配列に係わっているか又はそれを含んでいる場合は、明細書には配列リストを含めなければならない。配列リストは、特許商標庁の定める基準に従って作成しなければならない。
- (2) 特許商標庁は、(1)にいう配列リストを機械読み取り可能な方式でも提出すべき旨を決定することができる。機械読み取り可能な方式での配列リストを提出するときは、出願人は、機械読み取り可能な方式での情報が(1)にいう配列リストと同一である旨の宣言を提出しなければならない。

第 18 条

(1) 図面及び写真は、発明を理解するために必要な細目を示すものとする。図面及び写真には、それらを理解するために絶対的に必要な場合の 1 又は少数の単語を除き、語句事項を含めてはならない。

(2) 図面及び写真の他の要件については、特許商標庁による所定の様式に従うものとする。
(第 7 条 (2) 参照)

第 19 条

(1) 特許出願の要約は、基本書類(第 30 条(1)及び第 34 条(1)参照)において提示されている明細書及びクレームを要約したものでなければならない。要約は、発明の名称を含んでいなければならない。要約は、発明に係わる技術的課題、発明による課題解決の原理、発明の主たる用途が明らかになるように、作成しなければならない。

(2) 国際調査機関又は欧州特許庁が国際特許出願又は変更された欧州特許出願の要約の内容を決定している場合は、当該要約を使用するものとする。

第6章 寄託

第20条

(1) 特許法第8a条(1)に基づく寄託は、1977年4月28日にブダペストで締結された特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関する条約(ブダペスト条約)に基づく国際寄託当局である機関又は欧州特許庁によって承認されている他の寄託機関の1にしなければならない。

(2) 寄託は、ブダペスト条約に従って行わなければならない。

第21条

(1) 特許法第8a条(1)に基づく寄託は、遅くとも出願日までに行うものとする。生物学的材料の試料を寄託している場合は、出願人は、出願日又は優先権を主張しているときは優先日から16月以内に、寄託先の機関及びその機関が寄託試料に与えた寄託番号を記載した情報を提出しなければならない。

(2) 出願人が(1)にいう期限の到来前に、出願に関する書類が特許法第22条(1)及び(2)に定める時期より早く公衆の利用に供されることを請求する場合は、(1)にいう情報を遅くともその請求と同時に提出しなければならない。

(3) 寄託試料がブダペスト条約に基づく規則の第5条(1)に基づいて、ある機関から他の機関に移送された場合は、出願人は、移送された寄託に関する受領証を受領した後速やかに、それについて特許商標庁に通知し、かつ、寄託試料に与えられた新しい番号を通知しなければならない。

(4) 特許商標庁は、(1)及び(3)にいう情報が正しいことの証拠として、寄託機関がその寄託について発行した受領証の写しを要求することができる。

第22条

(1) 特許法第8a条(2)にいう新たな寄託は、新たな寄託についてのブダペスト条約の規定に従って行わなければならない。新たな寄託には、新たに寄託した生物学的材料が当初に寄託したものと同じである旨の寄託者の宣言を添付しなければならない。

(2) 新たな寄託は、寄託者が前の寄託からの試料の分譲ができなくなった旨の通知を寄託機関から受けた日から3月以内にしなければならない。該当する機関が、寄託が属する特定の生物学的材料の種類について国際的寄託機関でなくなった場合又はブダペスト条約に基づく義務に従うことを停止した場合において、寄託者が、国際事務局によるその事態についての発表から6月以内に通知を受領しなかったときは、新たな寄託は、前記の発表から9月以内に行うことができる。欧州特許庁に認められた寄託機関については、第2文にいう期限は、欧州特許庁が行う上記に対応する発表の日から適用する。

(3) 出願人は、新たな寄託の日から4月以内に、新たな寄託及び新しい番号を特許商標庁に通知しなければならない。第21条(1)又は(2)にいう期限の到来がそれより遅い場合は、通知はその期限内行うことができる。

(4) 特許商標庁は、(3)にいう情報の正確さを実証するために、出願人に対し、寄託に関して寄託機関が発行した受領証の写しを提出するよう要求することができる。

第 23 条

(1) 寄託されている生物学的材料の試料の分譲を求める特許法第 22 条(8)第 1 文に基づく請求は、特許商標庁に提出するものとし、ブダペスト条約に基づく規則の第 11 条に従い作成しなければならない。

(2) 生物学的材料の試料分譲を請求する者は、別個の宣言により、出願人又は特許所有者に対し、出願について最終的に決定が下されるまで、また、特許が付与されている場合は特許が効力を失うまで、当該試料を第三者の利用に供しない旨を約束しなければならない。さらに、試料の分譲を請求する者は、別個の宣言により、出願人に対し、出願について最終的に決定が下されるまでは当該試料を実験目的でのみ使用する旨を約束しなければならない。

(3) (2) は、発明の実施に不可欠な特徴を今なお示す試料から誘導された生物学的材料に関しても適用される。

第 24 条

(1) 試料の分譲を当該分野の専門家に限って行わせる旨の特許法第 22 条(7)に基づく請求は、出願が特許法第 22 条に基づいて公衆の利用に供される日までに、特許商標庁に提出しなければならない。

(2) 特許商標庁が適格人として選定した者又は個別事案において出願人が承認する者は、専門家として起用することができる。

(3) 試料の分譲を受けることができるのが当該分野の専門家に限られる((1)参照)場合は、試料分譲の請求書には、起用する専門家を表示しなければならない。請求書を提出するときは、その請求書には、第 23 条(2)に基づく専門家の宣言書を添付しなければならない。それらの場合には、請求人自身は宣言をすることを要求されない。

第 25 条

第 23 条及び第 24 条に基づいて宣言が行われた場合は、分譲された試料から誘導された試料は、新規の特許出願又は実用新案出願の目的で寄託することができるが、ただし、誘導された試料の寄託が当該出願のために必要であることを条件とする。

第 26 条

(1) 試料分譲の請求が提出された場合、かつ特許法又は本規則に基づいて当該試料の分譲を阻止するものがない場合は、特許商標庁は、その旨の証明書を交付する。特許商標庁は、当該試料が寄託されている寄託機関に対して、試料分譲の請求書及び上記の証明書を送付する。特許商標庁は、同時に、出願人又は特許所有者に対して、請求書及び証明書の謄本を送付する。

(2) 特許商標庁は、(1)にいう証明書を交付することができないと認める場合は、その旨を試料分譲の請求人に通知する。

第7章 出願の公開及び公告

第27条

(1) 特許出願のファイルが特許の付与前に、特許法第22条に基づいて公衆の利用に供されるときは、その要約は、最終的文言が決定され次第公表されるものとする。特許商標庁はまた、その要約と共に出願の他の部分も公表することができる。

(2) 出願が公衆の利用に供されるときに行われる公告には、出願の番号、分類、出願日、効力発生日が出願日と異なるときは効力発生日、発明の名称、出願人の名称又は企業名、郵便宛先、及び代理人が選任されているときは代理人の名称又は事務所名、並びに発明者の名称及び郵便宛先についての情報を含むものとする。優先権が主張されている場合は、公告には、優先権主張の基礎とする出願の出願国、前記の出願の出願日及び出願番号に関する情報を含める。出願が生物学的材料の試料の寄託を含んでいる場合は、その事実も公告に記載する。出願人が特許法第22条(7)に基づいて、その試料の分譲を該当する技術の専門家に限定することを請求した場合は、その事実も公告する。

第 II 部 出願の審査及びその他の処理

第 8 章 特許出願の補正

第 28 条

- (1) クレームを、基本書類(第 30 条及び第 34 条(1)参照)に開示されていない主題を含むように補正してはならない。クレームを新たな定義の追加によって補正するときは、出願人は同時に、基本書類中の新たな定義についての対応箇所を記載しなければならない。
- (2) 実施された新規性調査に基づく特許可能性評価の結果が特許商標庁から伝達された後は、特許可能と評価されたものの範囲外の発明を開示するクレームは、例外的な場合にのみ含めるものとする。
- (3) 特許商標庁が別段に許容する場合を除いては、クレームの補正又は追加は、クレームの新たな写しを提出して行わなければならない。その写しには、維持されているすべてのクレームを連続的な順序で含める。

第 29 条

- (1) 出願人は、クレームの理解が変わらない限り、明細書、図面及び写真についての補正又は追加を行うことができる。
- (2) 出願人は、新たな明細書を提出するときに、その明細書が前に提出した明細書と逐語的に対応していない場所を記載した宣言書を提出しなければならない。

第 30 条

- (1) デンマーク特許出願の基本書類は、デンマーク語又は英語で作成された、図面、写真及び配列リストを含む明細書並びにクレームであって、出願のとき又は出願が提出されたときとみなされる日にそれぞれ存在していたもので構成される。かかる書類がその何れの日にも存在していない場合は、基本書類は、デンマーク語又は英語で提出された明細書及びクレームで構成されるものとする。このことは、英語又はデンマーク語による書類の内容が最初に提出された書類から明らかな範囲に限り適用される。特許商標庁が第 6 条 (2) に基づく翻訳文を要求しなかった場合は、当該の言語により作成された書類が基本書類となる。
- (2) 特許法第 88 条に基づく変更を請求されている欧州特許出願の基本書類は、デンマーク語又は英語により作成された、図面、写真及び配列リストを含む明細書並びにクレームで構成される。
- (3) 特許法第 31 条に従い手続が進められる国際出願の基本書類は、デンマーク語又は英語により作成された、図面、写真及び配列リストを含む明細書並びにクレームで構成される。
- (4) 第 5 条 (8) にいう先の出願への言及を伴う出願が提出された場合は、基本書類は、先の出願の提出された写し又は翻訳文で構成される。

第9章 分割及び分離

第31条

複数の発明が基本書類に記載されている場合は、出願人は、その出願を複数の出願に分割することができる。出願人の請求があるときは、原出願(親出願)から分割された発明に係わる新たな出願は、親出願と同時に提出されたものとみなされる。その日は、分割出願の日とする。

第32条

明細書又はクレームに対する追加により又はその他の方法で、基本書類からは明らかでない発明が特許出願において開示された場合は、その発明に関する新たな出願を親出願から分離することができ、新たな出願は、出願人の請求により、その発明を開示する書類を特許商標庁が受領した日に行われたものとみなす。その日は、分離出願の日とする。

第33条

(1) 出願が分割又は分離によるものである場合は、新たな出願のクレームがその基礎としている親出願の該当部分を記載しなければならない。更に、出願人はその親出願において、分割又は分離を行ったことを記載しなければならない。

(2) 分割又は分離は、親出願に関する最終決定が行われていない限りは、行うことができる。親出願の分割又は分離は、従って、特許法第20条(1)により特許が付与される前に行わなければならない。親出願が拒絶されているか又は棚上げされている場合は、分割又は分離は、審判が提起されているか又は出願の審査及び他の処理が再開されているか否かに拘らず、審判又は再開に適用される期限の到来まで行うことができる。

(3) ただし、親出願における特許の付与を承認する旨の通知が送達された後に出願の分割又は分離が行われる場合は、その内容に関しては、特許法第19条(2)の規定に従う制限を適用する。

第34条

(1) 分割又は分離の場合は、新たな出願に関連して提出された図面、写真及び配列リストを含む明細書並びにクレームを基本書類とみなす。

(2) 新たな出願は、新たな出願の提出時に明らかである場合に限り、分割又は分離によるものとみなす。分割又は分離による出願には、原出願の出願日及び出願番号を表示しなければならない。

第 10 章 特許性に関する審査

第 35 条

- (1) 特許法第 2 条に規定する特許付与のための条件が遵守されているか否かを審査するに際し、特許商標庁は、自らが注目するすべての事項を検討する。
- (2) 出願についての審査その他の処理のために、特許商標庁は他の専門家に諮問することができる。
- (3) 特許商標庁は、出願人に対して、ひな形、見本その他類似の物件を提出すること又は調査若しくは実験を行うことを要求することができる。

第 36 条

特許出願の審査及びその他の処理の間に、出願審査にとって重要な情報が提供されたときは、出願人に対し、その旨の通知が行われる。当該情報を提供した者に対しては、そうすることが適切な場合は、特許が付与されたときに異議申立をする機会を有する旨が通知される。

第 37 条

- (1) 出願人が特許法第 9 条にいう調査が行われることを希望する場合は、出願人は、出願日又は出願したとみなされる日から 3 月以内にその旨の請求書を提出し、かつ、調査機関が定めた手数料及び特許商標庁による取扱手数料を納付しなければならない。
- (2) 出願人が選択可能な複数の国際機関の内の特定の 1 機関によって調査が行われることを希望するときは、出願人は、請求書の中でその機関を指定しなければならない。
- (3) 特許出願が調査機関の認める言語で作成されていない場合は、請求書に調査機関が承認する言語による出願の翻訳文を添付しなければならない。請求書に北欧特許機構が記載されている場合は、出願はデンマーク語、英語、アイスランド語、ノルウェー語又はスウェーデン語に翻訳しなければならない。請求書にスウェーデン特許庁が記載されているときは、出願はデンマーク語、スウェーデン語又は英語に翻訳し、また、請求書に欧州特許庁が記載されている場合は、出願は英語、フランス語又はドイツ語に翻訳しなければならない。
- (4) (1)にいう期限が到来するときに、特許出願及び所定の翻訳文が国際特許出願に適用される方式要件を遵守していない場合は、特許法第 9 条の調査の請求は取り下げられたものとみなす。

第 38 条

- (1) 出願人が同一の発明について外国においても特許出願をしている場合は、特許商標庁は、特許法第 69 条(3)第 2 文に規定された制限は付されるが、出願人が発明の新規性又はその他の点で特許性に関して該当する特許機関から受領した通知書についての情報提供を要求することができる。
- (2) 特許商標庁は、出願人に対し、出願人が発明に係る特許を出願した特許機関を表示する情報を提供するよう及び発明の新規性又はその他の点での特許可能性に関する当該特許機関との間の通知書の写しを提出するよう要求することができる。出願人がかかる通知書を受領していない場合は、出願人は、その旨の宣言を提出するものとする。
- (3) 出願人がデンマークにおいて特許を出願し、かつ、その後同一の発明に関して外国で特

許を出願する場合は、特許商標庁は、当該の特許機関の要請に基づき、発明の新規性又はその他の点での特許可能性についての情報を含め、特許出願の審査及びその他の処理についての情報を当該機関に提供することができる。

第 III 部 特許の付与等

第 11 章 特許の付与

第 39 条

(1) 特許商標庁が特許を付与することができることを認め、かつ、出願人が、特許が付与されることができる本文を承諾することが未だ確認されていない場合は、(2)及び(3)を適用する。

(2) 特許商標庁は、特許が付与されることができる本文について、出願人に対し、2 月以内に所見を提出するよう求める。出願人がその本文を承諾する場合は、特許法第 19 条を適用する。

(3) 出願人がその本文を承諾しない場合は、出願の審査及びその他の処理を続行することができる。特許商標庁が審査及びその他の処理を続行する理由がないと認める場合は、出願は拒絶される。

第 40 条

(1) 特許法第 19 条(1)に基づく出願人への通知の時点で、複製に適した書類が利用可能になっていない場合は、出願人は、特許の付与後 2 月以内に複製に適した書類を提出しなければならない。

(2) 複製するために使用される書類は、特許の付与のために受理されている書類と一致していなければならない。出願人は、その旨の宣言書を提出しなければならない。

第 41 条

特許付与の延期については、特許を付与する旨の決定が、特許法第 22 条(2)及び(3)に従い出願が公衆の利用に供される前に行われた場合に限り、その許可を受けることができる。そのような場合は、特許の付与は、出願人の請求により、出願が前記の規定に従い公衆の利用に供されるときまで延期を受けることができる。

第 42 条

特許法第 20 条に基づき、特許商標庁は、図面、写真及び配列リストを含む明細書並びにクレーム及び要約から成る特許明細書を発行する。特許明細書には、次に掲げる事項についての情報を記載する。

(i) 特許付与日

(ii) 特許の出願番号及び登録番号

(iii) 特許の分類

(iv) 特許所有者の名称又は企業名及び郵便宛先

(v) 特許所有者が代理人により代理されている場合は、代理人の名称又は事務所名及び郵便宛先

(vi) 発明者の名称及び郵便宛先

(vii) 特許の名称

(viii) 出願日

(a) デンマーク特許出願：出願日及び効力発生日が出願日と異なる場合は効力発生日

- (b) 国際特許出願：国際出願日及び特許法第 31 条に基づく手続がとられた日又は特許法第 38 条(3) に基づき出願が提出されたとみなされる日及び国際出願の番号
- (c) 変更された欧州特許出願：欧州特許出願の番号，その欧州特許条約に基づく出願日及び欧州特許出願がデンマーク特許出願に変更された日
- (ix) 特許法第 6 条に基づいて優先権が主張されている場合は，優先権主張の根拠とされている出願が提出された国についての情報，出願日及び出願番号
- (x) 出願が分割又は分離によるものである場合は，親出願の番号
- (xi) 出願のファイルが公衆の利用に供された日
- (xii) 特許が生物学的材料の試料の寄託を伴う場合：その旨の情報
- (xiii) 引用書類

第 43 条

特許法第 20 条に基づく特許付与の公告には，引用文献を除き，第 42 条に基づいて特許明細書において提供されるデータを含める。

第 12 章 特許登録簿

第 44 条

特許商標庁は、デンマークにおいて出願及び付与された特許並びに特許法第 83 条に基づく欧州特許出願及びデンマークにおいて効力を有する欧州特許についての登録簿を備える。

第 45 条

デンマークにおいて出願及び付与された特許については、次のデータを特許登録簿に記載する。

- (i) 特許についての出願番号及び特許が付与されていればその登録番号
- (ii) 特許が付与されていれば、付与された日付
- (iii) 国際特許分類に基づく特許の分類
- (iv) 特許出願者及び特許所有者の名称又は企業名及び郵便宛先
- (v) 特許出願者又は所有者が代理人を選任しているときは、代理人の名称又は事務所名及び郵便宛先
- (vi) 発明者の名称及び郵便宛先
- (vii) 発明の名称
- (viii) 特許出願日、すなわち、
 - (a) それがデンマーク特許出願であったときは、その出願日及び効力発生日が出願日と異なるときは効力発生日
 - (b) それが国際出願であったときは、その国際出願日及び特許法第 31 条に基づく手続がとられた日又は特許法第 38 条(3)に基づいて出願されたとみなされる日、並びに国際出願の出願番号
 - (c) それが変更された欧州特許出願であったときは、欧州特許出願の出願番号及び欧州特許条約に基づく出願日及び欧州特許出願がデンマーク特許出願に変更された日
- (ix) 特許法第 6 条に基づく優先権が主張されている場合は、優先権主張の基礎とされている出願の出願国に関する情報、当該出願の出願日及び出願番号
- (x) 特許が分割又は分離から生じた出願を基礎として出願又は付与されているときは、その出願の出願番号
- (xi) 分割又は分離により新たな出願が生じた場合は、その旨の情報及びそれら新たな出願の出願番号の記載
- (xii) 実用新案法第 12 条に基づいて特許出願から生じた実用新案出願の場合は、その旨の情報及び実用新案出願の出願番号の記載
- (xiii) 特許が生物学的材料の寄託を含んでいる場合は、試料を寄託した機関に関する記載及びその寄託試料について当該機関が与えた番号
- (xiv) 出願のファイルが公衆の利用に供された日及び
- (xv) 特許の付与が特許法第 20 条に基づいて公告された日

第 46 条

(1) 特許法第 83 条に基づく欧州特許出願及び特許法第 77 条に基づくデンマークにて効力を有する欧州特許は、次の事項が特許登録簿に登録される。

- (i) 第 42 条(i), (iii)から(vii)まで, (ix)及び(xiii)から(xiv)に記載の事項
 - (ii) 欧州特許として付与されている場合, 欧州特許庁が特許の付与を公告した日
 - (iii) 特許法第 77 条(1)及び(2)に基づく文書並びに手数料が受理された日及びその旨の公告が行われた日
 - (iv) 欧州特許出願の日及び出願が欧州分割出願である場合は分割出願が提出された日
- (2) 欧州特許庁がデンマークを指定国とする欧州特許を補正して維持する旨の決定を公告した場合は, その決定が公告された日を登録簿に登録する。特許所有者が補正文若しくは翻訳文を提出せず又は特許法第 77 条(1)に基づく手数料を納付しなかった場合は, その旨を登録簿に登録する。
- (3) 欧州特許庁がデンマークを指定国とする欧州特許を減縮し又は取り消した場合は, その旨を登録簿に登録する。
- (4) 特許所有者が特許法第 86 条(1)に基づいて訂正翻訳文を提出し, かつ, その手数料を納付した場合は, それが行われた日及びその訂正が公告された日を登録簿に登録する。

第 47 条 特許登録簿の他の記入事項

さらに, 次に掲げるデータを特許登録簿に記入する。

- (i) 特許法第 63 条にいう手続の提起の通知
- (ii) 特許法第 65 条にいう裁判所の決定の受領の通知
- (iii) 特許法第 44 条にいう移転, ライセンス, 質権設定, 強制執行, 支払不能又は強制ライセンスに係る通知
- (iv) 特許法第 51 条に基づいて特許が失効した日

第 IV 部 異議申立，行政再審査，終了その他

第 13 章 異議申立の審査

第 48 条

(1) 特許法第 21 条に基づき，何人も付与された特許に異議の申立をすることができる。異議申立は，特許の公告から 9 月以内に，次の事項を記載して特許商標庁に提出しなければならない。

- (i) 異議申立人の名称又は企業名及び郵便宛先
 - (ii) 異議申立の対象とする特許の登録番号，特許所有者の名称又は企業名及び発明の名称
 - (iii) 異議申立が基づく理由，その理由を支持して提示されたすべての事実，証拠及び論点についての完全な説明
 - (iv) 異議申立人が代理人を選任しているときは，代理人の名称又は事務所名及び郵便宛先
- (2) 異議申立には，所定の手数料を納付しなければならない。

第 49 条

- (1) 異議申立が，所定の異議申立期間の満了前に，第 48 条(2)の規定を遵守していない場合又は理由を陳述していない場合は，その異議申立は拒絶される。
- (2) 異議申立が，所定の異議申立期間の満了後に，第 48 条(1)(i)から(iv)まで及び(iv)の規定を遵守していないときは，異議申立人は，1 月以内にその欠陥を是正するよう求められる。異議申立が期限内に訂正されない場合は，その異議申立は拒絶される。

第 50 条

特許商標庁は，特許法第 19 条(3)に基づきデンマーク語のクレームを付して特許明細書が英語で公表されていた場合において，異議申立人による請求があったときは，特許所有者が全特許明細書のデンマーク語の翻訳文を提出すべき旨を決定することができる。

第 51 条

特許商標庁は，特許所有者に異議申立を通知すると共に，所有者に，6 月の期限内に異議申立に関する意見を提示し，かつ，適切な場合は補正したクレーム及び明細書を提出する機会を与えるものとする。1 の付与特許に対して複数の異議が申し立てられた場合は，各異議申立人はそのことについて通知される。

第 52 条

特許商標庁は，特許の取消の決定又は補正しないで維持の決定をすることができる。さらに，特許所有者が同意する場合は，特許商標庁は，特許を補正して維持する決定をすることができる。当事者は，それについて通知されるものとする。

第 53 条

(1) 補正された形で特許を維持できると特許商標庁が認める場合は，各当事者はそのことについて通知される。同時に，特許所有者は，補正された本文を 2 月以内に提出す

るよう求められるものとする。特許所有者が補正された本文を期限到来前に提出しなかった場合は、特許は取り消される。特許所有者が補正された本文を提出した場合は、特許商標庁は、異議申立人に対し、補正された形で特許を維持することができるか又は特許が取り消されるかについて特許商標庁が決定する前に補正された本文に関する意見を提示する機会を与える。補正された形で特許を維持できると庁が決定した場合は、特許が維持される本文をその決定に記載するものとする。

(2) 特許商標庁が特許を補正して維持できると最終決定したときは、特許所有者は、2月以内に新たな出願の公告手数料を支払うよう求められる。特許所有者が公告手数料を支払わない場合は、その特許は取り消される。

第54条 異議申立の公表及び公告等

(1) 異議申立は、特許登録簿に記入され、(3)に基づき公告される。

(2) 特許商標庁は、異議申立に関する決定を公告する。決定が最終的なものである場合は、特許登録簿に記入する。第53条(2)に基づいて手数料が納付された場合は、特許商標庁は、補正された形での図面、写真及び配列リストを含む明細書並びにクレーム及び要約を伴う新規の特許明細書を発行する。特許明細書には、第42条にいう情報を含めるものとする。第7条(2)を準用する。

(3) 異議申立の提出及びそれに関する決定の公告には、特許所有者の名称又は企業名、出願日、出願番号、特許の登録番号、分類、発明の名称及び特許の付与日を記載する。異議申立の提出の公告には、異議申立人の名称又は企業名もまた記載する。

第 14 章 行政再審査

第 55 条

(1) 特許法第 53b 条に基づき、何人も特許の再審査を請求することができる。行政再審査請求は特許商標庁に提出するものとし、それには次の事項を記載しなければならない。

(i) 行政再審査を請求する者の名称又は企業名及び郵便宛先

(ii) 行政再審査の対象とする特許の登録番号及び特許所有者の名称又は企業名及び発明の名称

(iii) 再審査請求の基づく理由、並びにその理由を支持して提示されたすべての事実、証拠及び論点についての完全な説明又はその請求が特許所有者によって行われている場合は、要望する補正

(iv) 再審査を請求する者が代理人を選任している場合は、代理人の名称又は事務所名及び郵便宛先

(v) ライセンシーが特許登録簿に登録されている場合は、再審査請求が行われたことを当該ライセンシーに通知したことを証明する書類

(2) 再審査請求には、所定の手数料を納付しなければならない。

第 56 条

(1) 再審査請求が特許法第 53b 条(2)及び本規則第 55 条(2)の規定に従っていない場合、その請求は拒絶される。

(2) 再審査請求が第 55 条(1)の規定に従っていない場合は、その請求をした者は、1 月以内に欠陥を是正するよう求められる。再審査請求が期限内に訂正されないときは、その請求は拒絶される。

第 57 条

特許商標庁は、再審査を請求する者による請求を受けた場合において、特許明細書がデンマーク語のクレームを付して英語で公表されているときは、特許法第 19 条(3)に基づき、特許所有者が全特許明細書のデンマーク語翻訳文を提出すべき旨を決定することができる。

第 58 条 特許所有者以外の者による再審査請求

(1) 特許商標庁は、特許所有者に再審査請求を通知するものとし、特許所有者は、6 月以内に、その請求についての所見及び該当する場合は補正した明細書、クレームを提出するよう求められる。

(2) 特許商標庁は、特許の取消の決定又は補正しないで維持の決定をすることができる。さらに、特許所有者が同意する場合は、特許商標庁は、特許を補正して維持する決定をすることができる。当事者は、特許商標庁の決定について通知されるものとする。

(3) 特許商標庁の審査は、再審査請求に関連して提出された資料及び理由を基礎にして行う。

第 59 条

(1) 補正された形で特許を維持することができるの特許商標庁が認める場合は、各当事者はそのことについて通知される。同時に、特許所有者は、補正された本文を 2 月以内に提出す

るよう求められるものとする。特許所有者が補正された本文を期限到来前に提出しなかった場合は、特許は取り消される。特許所有者が補正された本文を提出した場合は、特許商標庁は、再審査を請求した者に対し、補正された本文に関する意見を提示する機会を与える。特許商標庁は、補正された形で特許が維持できるか又はその特許を取り消すかを決定するものとする。補正された形で特許を維持できると庁が決定した場合は、特許が維持される本文をその決定に記載するものとする。

(2) 特許商標庁が特許を補正して維持することができると最終決定したときは、特許所有者は、2月以内に新たな出願の公告手数料を支払うよう求められる。特許所有者が公告手数料を支払わない場合は、その特許は取り消される。

第60条 特許所有者による再審査請求

(1) 特許所有者自らが自己の特許の制限を請求する場合は、特許商標庁は、特許法第52条(1)にいう取消の理由が特許の当該補正希望を妨げるか否かを審査する。特許所有者が当該再審査を求める請求に関する資料を提示した場合は、その資料を審査に含めるものとする。

(2) 特許を要望された通りに補正できる場合は、特許所有者にその旨が通知される。特許所有者は、その後2月の期間内に補正後の本文及び公告手数料を納付しなければならない。その手数料が所定の期限内に納付されないときは、その特許は失効する。

(3) 特許が、要望された通りに補正をすることができない場合は、その請求は拒絶され、特許は補正をしないで維持される。

第61条 行政再審査請求の公表及び公告等

(1) 行政再審査請求は、特許登録簿に記入され、(3)に基づき公告される。

(2) 特許商標庁は、決定が最終的なものになった時、行政再審査請求に関する決定を公告する。同時に、特許登録簿に記入する。第59条(2)又は第60条(2)に基づく手数料が納付された場合は、特許商標庁は、補正された形での図面、写真及び配列リストを含む明細書並びにクレーム及び要約を伴う新規の特許明細書を発行する。特許明細書には、第42条にいう情報を含めるものとする。第7条(2)を準用する。

(3) 行政再審査請求及びその決定の公告には、特許所有者の名称又は企業名、出願日、出願番号、特許の登録番号、分類、発明の名称及び特許付与日を記載する。行政再審査請求の提出についての公告には、再審査を請求する者の名称又は企業名も記載する。

第 15 章 特許終了の請求

第 62 条

(1) 何人も、特許法第 96 条に基づき、特許の全部又は一部の終了について特許商標庁の決定を請求することができる。請求は、特許商標庁に提出するものとし、次の事項を含めなければならない。

- (i) 特許終了を請求する者の名称又は企業名及び郵便宛先
 - (ii) 失効させる特許の登録番号、特許所有者の名称及び発明の名称
 - (iii) 終了を求めると同一の発明を対象としているとみなされるデンマークについての欧州特許の番号
 - (iv) 特許終了を請求する者が代理人を選任している場合は、代理人の名称又は事務所名及び郵便宛先
 - (v) ライセンシーが特許登録簿に登録されている場合は、特許終了の請求がなされていることを当該ライセンシーに通知している旨を証明する書類
- (2) 終了請求には、所定の手数料を納付しなければならない。

第 63 条

- (1) 終了請求が第 62 条(2)を遵守していない場合、その請求は拒絶される。
- (2) 終了請求が第 62 条(1)を遵守していない場合は、その請求をした者は 1 月以内に欠陥を是正するよう求められる。請求が所定の期限内に訂正されないときは、その請求は拒絶される。

第 64 条 特許所有者以外の者による終了請求

- (1) 終了の請求が特許所有者以外の者により提出された場合、特許商標庁は、特許所有者に終了請求について通知するとともに、6 月以内にその請求についての所見、該当する場合は補正したクレーム及び明細書を提出するよう求める。
- (2) 特許商標庁は、特許の取消の決定又は補正しないで維持の決定をすることができる。さらに、特許所有者が同意する場合は、特許商標庁は、特許を補正して維持する決定をすることができる。当事者は、特許商標庁の決定について通知されるものとする。
- (3) 特許商標庁の審査は、終了請求に関連して提出された資料及び理由を基礎にして行う。

第 65 条

- (1) 補正された形で特許を維持できると特許商標庁が認める場合は、各当事者はそのことについて通知される。同時に、特許所有者は、補正された本文を 2 月以内に提出するよう求められるものとする。特許所有者が補正された本文を期限到来前に提出しなかった場合は、特許の失効が宣言される。特許所有者が補正された本文を提出した場合は、特許商標庁は、終了を請求した者に対し、特許商標庁が補正された形で特許を維持するか又は取り消すかの決定の前に、補正された本文に関する意見を提示する機会を与える。補正された形で特許を維持できると庁が決定した場合は、特許が維持される本文をその決定に記載するものとする。
- (2) 特許を補正して維持することが最終的に決定された場合は、特許所有者は、2 月以内に、

新たな特許明細書についての公告手数料を納付するよう求められる。特許所有者が公告手数料を納付しない場合は、特許は失効したと宣言される。

第 66 条 特許所有者による終了請求

終了請求が特許所有者自身によって行われる場合は、特許所有者が事件の唯一の当事者であることから生じる修正を加えて、第 62 条から第 65 条まで規定を適用する。

第 67 条 終了請求の公表及び公告等

(1) 終了の請求の提出は、特許登録簿に記入され、かつ、(3) に従って公告される。

(2) 特許商標庁は、終了請求に関する決定が最終的なものになったときは、これを公告する。同時に、その決定を特許登録簿に記入する。第 65 条(2) に基づいて手数料が納付されたときは、特許商標庁は、補正された形での図面、写真及び配列リストを含む明細書並びにクレーム及び要約を伴う新規の特許明細書を発行する。特許明細書には第 42 条に記載する情報を含める。第 7 条 (2) を準用する。

(3) 終了請求の提出及びそれに関する決定の公告においては、国内特許及び対応する欧州特許について、特許所有者の名称又は企業名、出願日、出願番号、特許の登録番号、分類及び発明の名称並びに特許が付与された日及び適切な場合は国内特許が効力を失ったか又は補正された形で維持されることとなった日を表示する。終了請求の提出に係る公告においては、特許の終了を請求した者の名称又は企業名をも表示するものとする。

第 68 条 取消等に関する裁判所の決定

(1) 特許法第 52 条に基づき裁判所の決定により特許が取り消された場合は、特許商標庁は、その旨を公告する (特許法第 55 条参照)。

(2) 裁判所の決定により特許が補正された形で維持される場合は、特許商標庁は、新規の特許明細書を発行する。また、(1) が適用される。

第 V 部 医薬品及び植物保護製品の補足的保護証明書

第 16 章 証明書の申請及び証明書登録簿等

第 69 条 定義

(1) 「証明書」とは、医薬品についての補足的保護証明書に関する規則に基づく補足的保護証明書又は植物保護製品の補足的保護証明書をいう。

(2) 「規則」とは

(i) 医薬品についての補足的保護証明書の創設に関する 2009 年 5 月 6 日の欧州議会及び理事会規則 (EC) N0. 469/2009

(ii) 植物保護製品の補足的保護証明書の創設に関する 1996 年 7 月 23 日の欧州議会及び理事会規則 (EC) N0. 1610/96

をいう。

第 70 条 証明書の申請、審査及びその他の処理等

(1) 小児用医薬品の証明書の取得及び証明書の期間延長を求める申請は、特許商標庁に提出しなければならない。

(2) 申請には、規則第 8 条に記載する事項を記載しなければならない。さらに、証明書取得の申請が複数の者による共同申請であって、それらの者が 1 の代理人によって代表されていない場合は、その内の何れかの者が特許商標庁からの通知書を全申請人の代理として受領することを委任されているか否かを記載しなければならない。その受領者が記載されていない場合は、頭書の申請人が全申請人の代理として特許商標庁からの通知書を受領するものとする。

(3) 証明書取得の申請において、申請人は、製品の同一性についての情報を提供しなければならない。

(4) 申請に際しては、申請手数料を納付しなければならない。

(5) 申請番号及び申請日が、規則第 9 条 (2) にいう情報と共に公告される。

(6) 対象製品の市販許可についての公衆衛生当局による署名の日を、規則第 8 条 (1) (a) (iv) 及び規則第 9 条 (2) (d) にいう許可付与日とみなす。

第 71 条

申請はデンマーク語又は英語により作成されるものとする。申請の添付書類が他の言語で作成されている場合は、特許商標庁は、庁が定める期限内にデンマーク語又は英語への翻訳文を提出するよう要求することができる。その翻訳文には、翻訳者によるか又は他の特定の承認された方法による証明を付すよう要求することができる。

第 72 条

証明書取得の申請は、申請規則第 3 条 (1) (b) に関係しない他の基本特許又は対象製品の他の市販許可の証明書取得のための申請がなされるような方法で補正してはならない。

第 73 条

- (1) 特許商標庁は申請の審査において、当該当局が知るに至るすべての事項を検討する。
- (2) 特許商標庁は、規則第 3 条(d)の条件が満たされているか否かについては実証しないものとする。

第 74 条

特許法第 15 条(2)及び(3)並びに第 16 条の規定を、規則第 10 条(3)に基づく期限に適用する。再開のためには、所定の手数料を納付しなければならない。

第 75 条

- (1) 交付された証明書に関する規則第 11 条(1)に従う公告には、同項に記載する情報に加え、証明書申請の申請番号、申請日及び証明書の登録番号を含むものとする。同様の規定を小児用医薬品についての証明書の期間延長の付与の公告に適用する。
- (2) 証明書には、(1)にいう情報を含めるものとする。
- (3) 小児用医薬品の証明書の取得又は証明書の期間延長を求める申請が、最終的に拒絶されるか又は棚上げとなる場合は、この事実は、第 70 条(5)にいう情報と共に公告される。

第 76 条 証明書登録簿等

- (1) 特許商標庁は、証明書及び証明書の期間延長並びに付与された証明書及び付与された証明書の期間延長を求めて提出された申請の登録簿を備える。次に掲げる情報を証明書登録簿に記入する。
 - (i) 申請人又は所有者の名称及び宛先
 - (ii) 基本特許の番号
 - (iii) 発明の名称
 - (iv) 規則第 3 条(b)にいう製品販売認可の番号及び認可取得の日並びに認可において特定されている製品
 - (v) 欧州連合における製品販売の最初の認可の番号及び日。ただしかかる認可がある場合に限る。
 - (vi) 証明書に係る申請番号及び申請日並びに証明書が付与された場合は証明書の登録番号
 - (vii) 申請人又は所有者が代理人により代理されている場合は、代理人の名称又は事務所名及び郵便宛先
- (2) 第 42 条に基づいて特許登録簿に記入される情報は、証明書登録簿にも記入されるものとする。
- (3) 証明書の申請は、公衆の利用に供されるものとする。

第 77 条 更新手数料の納付

- (1) 基本特許の存続期間が満了した後に始まる各年度について、更新手数料を納付しなければならない。
- (2) 更新手数料の納付期日は、手数料年度が始まる月の末日とする。更新手数料は、納付期日前 3 月より前に納付することができない。
- (3) 更新手数料は、所定の追加手数料と共に、その納付期日後 6 月以内に納付することがで

きる。

(4) 特許商標庁は、更新手数料を徴収しないことの結果としての権利の喪失に対しては責任を負わない。

第 17 章 証明書の行政再審査等

第 78 条 行政再審査(規則第 15 条参照)

- (1) 何人も証明書の再審査を請求することができる。行政再審査請求は特許商標庁に提出するものとし、それには次の事項を含めなければならない。
 - (i) 再審査を請求する者の名称又は企業名及び郵便宛先
 - (ii) 再審査の請求対象とする証明書の登録番号及び証明書所有者の名称又は企業名
 - (iii) 請求の基礎とされている規則第 15 条(1)によるすべての理由、並びにその理由を支持して提示されたすべての事実、証拠及び論点についての完全な説明
 - (iv) 再審査を請求する者が代理人を選任している場合は、代理人の名称又は事務所名及び郵便宛先
 - (v) ライセンシーが証明書登録簿に登録されている場合は、再審査が請求されている旨の通知が当該ライセンシーに行われていることを証明する書類
- (2) 請求が規則第 15 条(1)(c)に記載する理由に基づいて行われる場合は、同時に、基本特許についての再審査(第 80 条参照)も請求される。
- (3) 再審査請求には、所定の手数料を納付しなければならない。
- (4) 再審査請求が(3)の規定を遵守していない場合は、その請求は拒絶される。
- (5) 再審査請求が(1)又は(2)の規定を遵守していない場合は、その請求をした者は、1 月以内に欠陥を是正するよう求められる。その請求が期限内に訂正されない場合は、その請求は拒絶される。

第 79 条

- (1) 規則第 15 条(1)(a)又は(b)に記載する理由に基づいて、証明書についての再審査請求が行われた場合は、(2)及び(3)を適用する。
- (2) 特許商標庁は、証明書所有者に再審査請求について通知するとともに、6 月以内にその請求についての所見を提出するよう求める。
- (3) 特許商標庁は、証明書の取消の決定又は補正しないで維持の決定をすることができる。特許商標庁の審査は、再審査請求に関連して提出された資料及び理由を基礎にして行う。当事者は、特許商標庁の決定について通知されるものとする。

第 80 条

- (1) 証明書の再審査請求が規則第 15 条(1)(c)に記載する理由に基づくものである場合は、基本特許についての再審査請求も行わなければならない(ただし、(3)から(5)まで参照)。基本特許についての再審査請求には、関連する証明書についての再審査請求も行っていることを記載しなければならない。
- (2) 基本特許についての再審査請求は、第 55 条から第 60 条までの規定に従い審査される。第 58 条に基づく通知においては、特許所有者には証明書についても再審査が請求されている旨が通知される。証明書についての再審査請求の審査は、基本特許についての再審査が最終的に解決されるまで、中止される。その後、第 81 条を適用する。
- (3) 製品がもはや基本特許のクレームの対象とされていないという理由のみに基づいて請求が行われた場合は、特許商標庁は、基本特許について更に審査を行うことなく、第 81 条(2)

に従い、その決定を下すものとする。

(4) 基本特許に対する所定の異議申立期間が満了していないか又は基本特許に対して異議申立がなされている場合は、特許商標庁は、その異議申立期間が満了するか又はその異議申立が最終的に解決されるまで、証明書の再審査請求についての審査を中止する。その後は、第 81 条を適用する。

(5) 基本特許の再審査又は終了の請求が証明書の再審査請求前に行われている場合は、証明書の再審査請求は、基本特許に関する最終決定が行われるまで中止する。その後は、第 81 条を適用する。

第 81 条

(1) 基本特許を取り消すか又は失効を宣言することが最終的に決定された場合は、特許商標庁は、規則第 15 条に基づく証明書を取り消す。

(2) 基本特許を補正して維持することが最終的に決定された場合は、特許商標庁は、証明書の発行対象である製品が引き続き基本特許によって保護されているか否かについて、両方の当事者に所見を提出させた後に決定する。製品が保護されていない場合は、その証明書は取り消される。

(3) 証明書についての再審査請求を応諾することができないときは、その請求は拒絶され、証明書は維持される。

第 82 条 証明書の存続期間の行政再審査

(1) 何人も、所定の手数料を納付して、証明書について算定された存続期間についての再審査請求を特許商標庁に提出する権原を有する。

(2) 証明書の存続期間についての再審査請求の場合は、規則第 13 条における理由に言及することを条件として、第 78 条を適用する。

(3) 再審査請求が証明書所有者以外の者によってなされた場合は、特許商標庁は、証明書所有者に通知し、2 月以内に所見を提出するよう求める。

(4) 特許商標庁は、再審査請求を応諾することができるか否かを決定する。請求を応諾することができないときは、請求は拒絶される。請求を応諾することができるときは、その存続期間を変更する。

第 83 条 証明書の存続期間の延長についての行政再審査(医薬品についての補足的保護証明書に関する 2009 年 5 月 6 日規則 No. 469/2009 第 16 条参照)

第 78 条から第 82 条までを、医薬品についての補足的保護証明書に関する 2009 年 5 月 6 日欧州議会及び理事会規則(EEC)No. 469/2009 の第 16 条に基づく小児用医薬品についての証明書の存続期間延長に準用する。

第 84 条 再審査に関する公告及び証明書登録簿への登録

(1) 行政再審査にかかる請求の提出は、証明書登録簿に記入され、かつ、(3)に基づいて公告される。

(2) 特許商標庁は、行政再審査に関する決定が最終的なものになったときは、これを公告する。同時に、当該決定を証明書登録簿に記入する。

(3) 再審査請求の提出及びその請求についての決定に関する公告には、証明書所有者の名称又は企業名、その申請の申請番号、申請日、証明書の登録番号、基本特許の番号、発明の名称及び証明書の存続期間を記載する。再審査請求の提出に関する公告には、再審査を請求した者の名称又は企業名も記載する。

第 85 条 権利の回復

(1) 特許法第 72 条の規定を、規則で特に定める期限を遵守しない結果として生じる権利の喪失に適用する。証明書が規則第 14 条(c)又は(d)の規定に基づいて消滅したときも、権利の回復を行うことができる。

(2) (1)に従う権利の回復を求める請求は、特許商標庁に対して行うものとし、同時に、所定の手数料を納付しなければならない。

(3) (1)に基づく請求が応諾されたときは、その事実を公告する。

第 VI 部 国際出願及び欧州出願並びに特許

第 18 章 国際特許出願の受領等

第 86 条

特許商標庁は、デンマーク国民である出願人及びデンマークの居住者であるか又はデンマークに営業所を有するか若しくはデンマーク法に従って承認されている法人である出願人からの国際出願についての受理官庁である。国際出願が 2 人以上の出願人によって行われる場合において、出願人の内の少なくとも 1 人が前記条件を満たしているときは、当該項を適用する。

第 87 条

(1) 特許商標庁は、受理官庁としての資格において、特許協力条約及びその規則に従って国際出願を受領し、点検し、かつ、送付する。

(2) 出願人は次の手数料を、受理官庁としての特許商標庁に出願の受領から 1 月以内に納付しなければならない。

(i) 特許協力条約に基づく規則の規則 15.1 にいう国際出願手数料

(ii) 前記規則の規則 16.1 にいう調査手数料

(iii) 前記規則の規則 14.1 及び特許法第 102 条にいう受理官庁としての特許商標庁の出願取扱手数料(送付手数料)

(3) (2) にいう手数料の何れかが期限内に納付されない場合又は期限が到来する時点で不十分な額で納付されている場合は、前記規則の規則 16 の 2 を適用する。

第 88 条

(1) 出願人は、第 86 条にいう出願については、国際調査機関を北欧特許機構、スウェーデン特許商標庁又は欧州特許庁とするか否かを選択することができる。出願は、デンマーク語、スウェーデン語、ノルウェー語、アイスランド語、ドイツ語、フランス語又は英語で提出することができる。北欧特許機構はデンマーク語、英語、アイスランド語、ノルウェー語及びスウェーデン語での出願を受理する。スウェーデン特許商標庁は、デンマーク語、スウェーデン語、ノルウェー語又は英語での出願を受理する。欧州特許庁は、英語、ドイツ語又はフランス語の出願を受理する。ただし、願書自体は、出願が後日公開される予定の言語で作成しなければならない。

(2) 出願が、選択された国際機関((1)参照)が認めている何れかの言語で作成されていない場合は、特許協力条約に基づく規則の規則 12.3 に従って、受領の日から 1 月以内に、その機関が認めている言語への翻訳文を特許商標庁に提出しなければならない。

(3) 出願が、特許協力条約に基づく規則の規則 48.3 に基づき公開に用いられる言語でない言語により提出された場合において、(2) に基づき翻訳文が必要とされないときは、出願人は、優先日から 14 月以内に、出願の英語、ドイツ語又はフランス語への翻訳文を特許商標庁に提出しなければならない。

第 89 条

国際出願が、デンマーク秘密特許法の対象を含んでいない限り、特許商標庁は、特許協力条約及びその規則に従い、その出願を国際事務局に送付する。出願は、特許商標庁で公衆の利用に供されることはない。

第 19 章 国際特許出願についての手続

第 90 条

(1) 国際特許出願が、英語により作成された書類に基づいて特許法第 31 条に基づく手続が進められており、かつ、当該出願が当該書類に基づいて新規性調査及び特許可能性についての審査の対象となった場合において、特許商標庁が特許を付与することができるとの結論に達したときは、クレームはデンマーク語により提出するものとする。図面、写真及び配列リストを含む明細書並びに要約は、デンマーク語又は英語によるものとする。

(2) 特許商標庁は、国際出願の一部のみがデンマークにおいて手続される場合は、翻訳文又は特許法第 31 条の複写の提出義務を限定することができる。国際出願の内の一部のみについて翻訳文又は複写を提出するときは、出願人は、国際出願の何れの部分がある翻訳文又は複写に含まれていないかを明らかにする宣言を提出しなければならない。その宣言書には、省略部分についての理由も記載しなければならない。

第 91 条

(1) 特許法第 34 条にいう期限は、国際特許出願日又は優先権が主張されている場合は、優先日から 35 月後に到来する。

(2) 国際特許出願の新規性の調査は、出願人が同意している場合を除き、(1)の期限の到来前に行われることはない。

第 92 条

特許法第 38 条(2)に基づく再審理請求を提出するための期限は、受理官庁又は国際事務局が出願人に対して、特許法第 38 条(1)にいう決定を通知した日の 2 月後に到来する。

第 20 章 欧州特許出願，特許等

第 93 条

(1) 欧州特許出願が特許商標庁に提出されたときは，庁は，出願書類に提出日を記し，その書類の受領証を交付し，また，その出願について欧州特許庁に通知する(欧州特許条約施行規則の規則 35(2)及び(3)参照)。

(2) 欧州出願がデンマーク秘密特許法の対象を含んでいない場合は，特許商標庁は，欧州特許条約第 77 条及び同条約の施行規則に従い，その出願を欧州特許庁に送付する。

第 94 条

(1) 特許商標庁が，欧州特許出願であって欧州特許条約第 77 条にいう所定の期限内に欧州特許庁に送付されなかったために取り下げられたものに係る受理官庁となっている場合は，第 135 条(2)に基づき，出願人は，当該出願が取り下げられたものとみなされる旨の通知を受けた日から 3 月以内に，変更を求める請求を特許商標庁に提出しなければならない。

(2) 特許商標庁は，(1)に基づく変更請求を受領した場合は，当該請求を出願の写しと共に請求に特記された各国の特許庁に送付するものとする。

第 95 条

(1) 欧州特許出願が，欧州特許条約第 135 条(2)に基づいて，当該欧州出願を受領した特許庁から特許商標庁に送付された場合は，庁は，遅滞なく，出願人に当該欧州出願の写しの受領について通知する。

(2) 特許法第 88 条(1)(iii)に基づいて要求される出願手数料及び翻訳文又は欧州出願がデンマーク語又は英語で作成されているときは出願の写しは，特許商標庁が出願人に(1)にいう通知を送付した日から 3 月以内に特許商標庁が受領するようにしなければならない。

(3) 欧州特許条約第 135 条にいう変更された欧州特許が，英語による書類に基づく新規性調査及び特許可能性についての審査の対象となった場合において，特許商標庁が特許を付与することができるとの結論に達したときは，クレームはデンマーク語により提出するものとする。図面，写真及び配列リストを含む明細書並びに要約は，デンマーク語又は英語によるものとする。

第 96 条

(1) 特許法第 77 条(1)に従う欧州特許のデンマーク語又は英語の翻訳文は，発明の名称並びに図面，写真及び配列リストを含む明細書並びにクレームを含まなければならない。クレームはデンマーク語に翻訳しなければならない。

(2) 特許法第 77 条(1)に従って提出する本文には，特許番号及び特許所有者の名称又は企業名並びに郵便宛先を記載した通知書を別紙として添付しなければならない。

(3) (1)及び(2)の要件が遵守されない場合は，前記の本文は提出されなかったものとみなす。

第 97 条

特許法第 83 条及び第 95 条に基づく翻訳文には，出願番号及び出願人の名称又は企業名並びに郵便宛先を記載した通知書を別紙として添付しなければならない。前記の要件が満たされ

ない場合は、翻訳文は提出されなかったものとみなす。

第98条

(1) 特許法第77条に基づく本文の受領に関する公告には、第96条(2)にいう情報、特許出願又は特許の分類、発明の名称、出願日として認定された日についての情報を含める。さらに、公告には、欧州特許庁が特許の付与又は特許の補正された形での維持を公表した日及び優先権が主張されているときは、優先権主張の基礎とする先願の出願国並びに先願の出願日及び出願番号についての情報を含める。

(2) 特許法第83条及び第95条に基づく翻訳文に関する公告には、第97条にいう情報並びに出願の分類、発明の名称、出願日として認定された日及び優先権が主張されているときは、優先権主張の基礎とされている先願の出願国、出願日及び番号についての情報を含める。

第99条

(1) 特許法第86条に基づく翻訳文の訂正は、明瞭に訂正個所を表示している翻訳文全体の新版を提出することによって行わなければならない。訂正された翻訳文には、該当する特許番号又は出願番号、特許所有者又は出願人の名称及び郵便宛先を各々記載した通知書を別紙として添付しなければならない。

(2) (1)の要件が遵守されない場合は、訂正翻訳文は提出されなかったものとみなす。

(3) 特許法第86条(1)に基づく公告には、第96条(2)にいう情報、特許出願又は特許の分類、発明の名称、並びに特許商標庁が訂正翻訳文及び所定の手数料を受領した日を含める。

(4) 特許法第86条(2)に基づく公告には、第97条にいう情報、出願の分類、発明の名称及び特許商標庁が訂正翻訳文を受領した日を含める。

第 VII 部 雑則

第 21 章 雑則

第 100 条 航空機用の予備部品及び付属品

付与されている特許があるにも拘らず、航空機用の予備部品及び付属品は、以下の他国に属する航空機の修理のために、デンマークに輸入し、また、デンマークにおいて使用することができる。

- (i) 国際民間航空に関する 1944 年 12 月 7 日の条約の締約国である他国
- (ii) 工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約の加盟国である他国
- (iii) (i) の加盟国である他国の国民によって行われた発明を承認し、基本的にパリ条約に一致する法令によって当該発明を保護する特許法制度を有する他国。

第 101 条 公告

公告は、特許商標庁のウェブサイトによって行う。

第 102 条 委任状

出願人、特許所有者又は特許商標庁に対する事案の当事者が代理人を選任している場合は、委任状を提出しなければならない。ただし、特許商標庁は、委任状に関する要件を免除することができる。

第 103 条 言語

- (1) 特許商標庁は、出願人が請求した場合又は特許商標庁に対する事案の当事者が同意する場合は、英語により事案を審査し、かつ、処理する。特許商標庁は、事案の審査及びその他の処理をデンマーク語により行うべきことを何時でも決定することができる。
- (2) 特許商標庁に提出する書類は、デンマーク語又は英語で作成しなければならない。書類が他の言語で作成された場合は、特許商標庁は、翻訳文を提出するよう要求できる。その翻訳文は、翻訳者又はその他の方法により証明されなければならない。
- (3) 特許法第 21 条及び第 53b 条に従う事案の審査並びに処理の結果、特許商標庁から特許所有者に対して補正した本文を提出するよう求めることと成った場合は、その本文は、同庁の指定する期限の到来前にデンマーク語又は英語で提出しなければならない。クレームに関する本文の補正は、デンマーク語でのみ提出しなければならない。

第 104 条 強制ライセンス

- (1) 特許法第 45 条(1)に基づく強制ライセンスの取得可能性を評価するに当たっては、欧州連合内での実施又は欧州経済地域(EEA)に関する協定若しくは世界貿易機関(WTO)の設立に関する協定の批准国又は加盟国における実施は、デンマークにおける実施と同等とする。
- (2) 特許法第 48 条に基づく強制ライセンスの取得可能性を評価するに当たっては、欧州連合内における実施又は欧州経済地域(EEA)に関する協定若しくは世界貿易機関(WTO)の設立に関する協定の批准国又は加盟国における実施は、デンマークにおける実施と同等とする。

第 VIII 部 施行期日及び経過規定

第 22 章 施行期日

第 105 条

- (1) 本規則は、2013 年 2 月 1 日から施行する。
- (2) 同時に、特許及び補足的保護証明書に関する 2009 年 1 月 29 日命令 No. 93 を廃止する。

第 106 条 経過規定

本規則は、次の事項を除き、本規則施行日以降の特許商標庁への特許出願及び本規則施行日に係属中の特許出願について適用する。

- (i) 第 9 条は、1995 年 12 月 31 日後になされた出願に適用する。
- (ii) 1992 年 12 月 23 日命令 No. 1193 第 12 条(3)は、1996 年 1 月 1 日前になされた出願に適用する。
- (iii) 特許商標庁が英語の書類を基礎にする出願について審査し、かつ、処理する可能性に関する本規則の規定は、2008 年 5 月 1 日後になされた出願のみに適用する。
- (iv) 第 6 条(3)及び第 103 条(3)は、2009 年 1 月 1 日以後になされた出願に適用する。